

# 熊本県地域防災計画修正 新旧対照表

令和5年5月23日修正

第 1 編 共通対策編

修正前		修正後		P	
第 1 章 総則		第 1 章 総則			
第 2 節 計画の性格及び基本方針		第 2 節 計画の性格及び基本方針			
<p>(2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。</p> <p>さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。</p>		<p>(2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。</p> <p>さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「熊本県水防計画」、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」<u>及び国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく「熊本県国土強靱化地域計画」</u>とも十分な調整を図るものとする。</p>		2	
第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱		第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱			
2. 処理すべき事務又は業務		2. 処理すべき事務又は業務		4	
(略)		(略)			
指定 地方 行政 機関	九州総合通信局	1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること 4 災害時における電気通信の確保に関すること 5 非常通信の統制、監理に関すること 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること	指定 地方 行政 機関	九州総合通信局	1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、 <u>移動電源車及び可搬型発電機</u> の貸出しに関すること 4 災害時における電気通信の確保に関すること 5 非常通信の統制、監理に関すること 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況		第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況			
相対的評価		相対的評価		10	
30 年以内に地震が発生する確率		30 年以内に地震が発生する確率			
X ランク※1		不明			
X ランク※1		不明※1			
出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和 3 年 1 月 13 日）		出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和 5 年 1 月 13 日）		10	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防</p> <p>(略)</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 空港</p> <p>空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。</p> <p>なお、阿蘇くまもと空港においては、<u>熊本地震で被災した空港ターミナルビルの復興に当たり、県は、空港の運営事業者に対し、耐震性を強化し、大規模災害時の広域防災拠点として整備するよう求めるものとする。</u></p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防</p> <p>1. 治山対策</p> <p>(略)</p> <p>本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、平成30年3月現在2,974箇所ある。</p> <p>(略)</p> <p>国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備(新規)を行うとともに、<u>山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第1節 公共施設等災害予防</p> <p>(略)</p> <p>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 空港</p> <p>空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。</p> <p>なお、阿蘇くまもと空港においては、<u>耐震性を強化し復興された空港ターミナルビルを含めた空港の運用に当たり、空港の運営事業者及びその他関係機関は、県と連携して、大規模災害時の広域防災拠点機能の整備を行うものとする。</u></p> <p>第3節 風水害・土砂災害予防</p> <p>1. 治山対策</p> <p>(略)</p> <p>本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、令和4年3月現在3,020箇所ある。</p> <p>(略)</p> <p>国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備等のハード対策を行うとともに、<u>山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するた</u></p>	<p></p> <p></p> <p>14</p> <p>21</p> <p>21</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>3. 治水対策 (1) 本県河川の概要 (略) また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、<u>流域に関わる関係者が主体的に取組む社会を構築する必要がある。</u>このため、<u>河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を進める。</u></p>	<p><u>め、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>3. 治水対策 (1) 本県河川の概要 (略) また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、<u>社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p>	28
<p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (2) 防災関係機関 ア 雨量水位等の観測施設 現有施設の十分な活用を行うとともに、<u>雨量計、水位計等の整備充実を図る。</u>なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧は、資料編のとおりである。</p>	<p>第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備 (2) 防災関係機関 ア 雨量水位等の観測施設 現有施設の十分な活用を行うとともに、<u>雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。</u>なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧は、資料編のとおりである。</p>	41
<p>第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備（関係機関） (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況 県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方气象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、<u>熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、</u>県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。</p>	<p>第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備（関係機関） (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況 県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方气象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、<u>阿蘇くまもと空港、</u>阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。</p>	43

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>5. 防災活動拠点施設            (3) 九州域内の防災活動拠点            県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。</p>	<p>5. 防災活動拠点施設            (3) 九州域内の防災活動拠点            県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、<u>九州の広域防災拠点としての機能の強化に努めるものとする。</u>  <u>また、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。</u></p>	44
<p>第9節 防災知識普及            4. 学校教育における防災知識の普及            (略)  <u>(新規)</u></p>	<p>第9節 防災知識普及            4. 学校教育における防災知識の普及            (略)  <u>(4) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進</u>  <u>県及び市町村は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	48
<p>第10節 地域防災力強化            (略)            また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動計画)」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者(ファーストペンギン)」の育成を図るものとする。</p>	<p>第10節 地域防災力強化            (略)            また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(<u>一人ひとりの</u>防災行動計画)」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者(ファーストペンギン)」の育成を図るものとする。</p>	52
<p>第12節 防災訓練            3. 複合災害想定訓練            県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。</p>	<p>第12節 防災訓練            3. 複合災害想定訓練            県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害<u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u>を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見</p>	61

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>7. 訓練の時期・場所等 (3)訓練の実施・指導等</p> <p>県、市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>直しに努めるものとする。</p> <p>7. 訓練の時期・場所等 (3)訓練の実施・指導等</p> <p>県、市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	62
<p>第13節 物資・資機材整備・調達 4. 燃料備蓄及び停電対策（県知事公室、<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>、<u>関係機関</u>）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>第13節 物資・資機材整備・調達 4. 燃料備蓄及び停電対策（県知事公室、<u>県商工労働部</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>県土木部</u>、<u>関係機関</u>）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	63
<p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>	<p>県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>や電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>	66
<p>第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（<u>県土木部</u>、<u>県知事公室</u>、<u>県農林水産部</u>、<u>市町村</u>）</p>	<p>第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（<u>県土木部</u>、<u>県知事公室</u>、<u>県健康福祉部</u>、<u>市町村</u>）</p>	68
<p>(1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難</p>	<p>(1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策</u>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定</p>	68

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	
<p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、市町村）</p>	<p>(3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、<u>県商工労働部</u>、県土木部、市町村）</p>	69
<p>市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（<u>(新規)</u>非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。</p>	<p>市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。</p>	69
<p>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする</u>。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	<p>また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	69
<p><u>さらに</u>、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整</p>	<p><u>また</u>、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備</p>	69



第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>備に努めるものとする。</p> <p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>	<p>に努めるものとする。<u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>加えて</u>、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	70
<p>15. <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について</u></p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて</u>、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>15. 感染症の自宅療養者等への対応について</p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	75
<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。</p> <p>また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難</p>	<p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、<u>医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。</p> <p>また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難</p>	78



第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>所) の指定を進めるものとする。</p>	<p>所) の指定を進めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p>	
<p>(7) 熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣体制の整備</p> <p>県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などを行う熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	<p>(7) 熊本県災害派遣福祉チームの派遣体制の整備</p> <p>県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防などを行う熊本県災害派遣福祉チームの派遣に備え、研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	79
<p>第16節 医療保健</p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(2) 保健医療体制の整備</p> <p>キ 災害拠点病院(資料編参照)は、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。</p> <p>また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p>	<p>第16節 医療保健</p> <p>3. 災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(2) 保健医療体制の整備</p> <p>キ 災害拠点病院(資料編参照)は、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。</p> <p>また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム</u>、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p>	82
<p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等(以下「医薬品等」という。)の安定供給の確保対策</p> <p>(2) 県は、初動医療のための医薬品等(6千人分)を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。</p> <p>なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</p>	<p>6. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等(以下「医薬品等」という。)の安定供給の確保対策</p> <p>(2) 県は、初動医療のための医薬品等(4千人分)を県内4カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。</p> <p>なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。</p>	84
<p>10. 職員の安全確保</p> <p>医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制</p>	<p>10. 職員の安全確保</p> <p>医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築</u></p>	86

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P																															
<p>の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。</p>		<p><u>し信頼感を醸成するよう努め</u>、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。</p>																																	
<p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関） （略）</p>		<p>第17節 災害ボランティア（県関係各部、関係機関） （略）</p>																																	
<p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 （略）</p>		<p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 （略）</p>																																	
<p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。  (令和3年12月31日現在)</p>		<p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度 県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。  (令和4年12月31日現在)</p>		89																															
(略)	<table border="1"> <tr> <td>熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地危 険度判定士認定制 度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1,654人</td> <td>(略)</td> <td>943人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地危 険度判定士認定制 度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1,654人	(略)	943人	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度</td> <td>(略)</td> <td>熊本県被災宅地危 険度判定士認定制 度</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1,684人</td> <td>(略)</td> <td>889人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地危 険度判定士認定制 度	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1,684人	(略)	889人	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地危 険度判定士認定制 度	(略)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
1,654人	(略)	943人	(略)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地危 険度判定士認定制 度	(略)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
1,684人	(略)	889人	(略)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
<p>第20節 受援計画 1. 受援計画の策定 (2) 人的支援 ア 受援対象業務の整理  (略) (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理</p>		<p>第20節 受援計画 1. 受援計画の策定 (2) 人的支援 ア 受援対象業務の整理  (略) (イ) <u>防災行動計画（タイムライン）</u>による受援対象業務の全体像の整理</p>		92																															
<p>2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用  (略)</p> <p>なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>		<p>2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用  (略)</p> <p>なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>		93																															

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P
第3章 災害応急対策		第3章 災害応急対策		98
第1節 組織		第1節 組織		
3. 熊本県災害対策本部		3. 熊本県災害対策本部		
熊本県災害対策本部組織図		熊本県災害対策本部組織図		
本部会議		本部会議		
本部長	知事	本部長	知事	
副本部長	副知事	副本部長	副知事	
	知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 健康福祉部長 企業局長 環境生活部長 教育長 商工労働部長 警察本部長 観光戦略部長		知事公室長 農林水産部長 総務部長 土木部長 企画振興部長 会計管理者 <u>理事(デジタル戦略担当)</u> <u>球磨川流域復興局長</u> 健康福祉部長 企業局長 環境生活部長 教育長 商工労働部長 警察本部長 観光戦略部長	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P																																																																																												
<p>熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">健康福祉対策部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">健康福祉政策班 (移設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">救 助 班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉政策課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康危機管理班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医 務 班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(医療政策課)</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者支援班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">( 高齢者支援課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認知症対策・</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域ケア推進課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい者支援班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">薬 務 衛 生 班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外部対応・応援班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会福祉課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども未来課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭福祉課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国保・高齢者医療課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康づくり推進課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物資調達・輸送班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康福祉政策課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費生活課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商工政策課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産政策課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> </table>	健康福祉対策部		班		健康福祉政策班 (移設)		救 助 班	)	健康福祉政策課	)	健康危機管理班	)	医 務 班	)	(医療政策課)	)	高齢者支援班	)	( 高齢者支援課	)	認知症対策・	)	地域ケア推進課	)	障がい者支援班	)	薬 務 衛 生 班	)	外部対応・応援班	)	社会福祉課	)	子ども未来課	)	子ども家庭福祉課	)	国保・高齢者医療課	)	健康づくり推進課	)	物資調達・輸送班	)	健康福祉政策課	)	消費生活課	)	商工政策課	)	農林水産政策課	)	<p>熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">健康福祉対策部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <u>避難所運営支援班</u>  <u>物資調達・輸送班</u>  <u>応 急 住 宅 班</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">( 健康福祉政策課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康危機管理班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医 務 班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者支援班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">( 高齢者支援課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認知症対策・</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域ケア推進課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障がい者支援班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">薬 務 衛 生 班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健衛生班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">( 認知症対策・</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域ケア推進課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康づくり推進課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外部対応・応援班</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">( 社会福祉課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども未来課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭福祉課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国保・高齢者医療課</td> <td style="text-align: center;">)</td> </tr> </table>	健康福祉対策部		班		<u>避難所運営支援班</u> <u>物資調達・輸送班</u> <u>応 急 住 宅 班</u>		( 健康福祉政策課	)	健康危機管理班	)	医 務 班	)	高齢者支援班	)	( 高齢者支援課	)	認知症対策・	)	地域ケア推進課	)	障がい者支援班	)	薬 務 衛 生 班	)	保健衛生班	)	( 認知症対策・	)	地域ケア推進課	)	健康づくり推進課	)	外部対応・応援班	)	( 社会福祉課	)	子ども未来課	)	子ども家庭福祉課	)	国保・高齢者医療課	)	<p>98</p>
健康福祉対策部																																																																																														
班																																																																																														
健康福祉政策班 (移設)																																																																																														
救 助 班	)																																																																																													
健康福祉政策課	)																																																																																													
健康危機管理班	)																																																																																													
医 務 班	)																																																																																													
(医療政策課)	)																																																																																													
高齢者支援班	)																																																																																													
( 高齢者支援課	)																																																																																													
認知症対策・	)																																																																																													
地域ケア推進課	)																																																																																													
障がい者支援班	)																																																																																													
薬 務 衛 生 班	)																																																																																													
外部対応・応援班	)																																																																																													
社会福祉課	)																																																																																													
子ども未来課	)																																																																																													
子ども家庭福祉課	)																																																																																													
国保・高齢者医療課	)																																																																																													
健康づくり推進課	)																																																																																													
物資調達・輸送班	)																																																																																													
健康福祉政策課	)																																																																																													
消費生活課	)																																																																																													
商工政策課	)																																																																																													
農林水産政策課	)																																																																																													
健康福祉対策部																																																																																														
班																																																																																														
<u>避難所運営支援班</u> <u>物資調達・輸送班</u> <u>応 急 住 宅 班</u>																																																																																														
( 健康福祉政策課	)																																																																																													
健康危機管理班	)																																																																																													
医 務 班	)																																																																																													
高齢者支援班	)																																																																																													
( 高齢者支援課	)																																																																																													
認知症対策・	)																																																																																													
地域ケア推進課	)																																																																																													
障がい者支援班	)																																																																																													
薬 務 衛 生 班	)																																																																																													
保健衛生班	)																																																																																													
( 認知症対策・	)																																																																																													
地域ケア推進課	)																																																																																													
健康づくり推進課	)																																																																																													
外部対応・応援班	)																																																																																													
( 社会福祉課	)																																																																																													
子ども未来課	)																																																																																													
子ども家庭福祉課	)																																																																																													
国保・高齢者医療課	)																																																																																													

第1編 共通対策編

修正前		修正後		P																																																										
災害対策部の分掌事務		災害対策部の分掌事務		100																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画振興対策部 (企画振興部)</td> <td>企画振興班</td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康福祉対策部 (健康福祉部)</td> <td>健康福祉政策課 (健康福祉政策課)</td> <td>1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>救助班 (新規)</td> <td>1 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項</td> </tr> <tr> <td>健康危機管理班 (健康危機管理課)</td> <td>3 義援金、見舞品等の受付配分及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項 4 救助状況の報告に関する事項</td> </tr> <tr> <td>健康危機管理班 (健康危機管理課)</td> <td>1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項 3 被災した飼養動物対策に関する事項 (新規)</td> </tr> <tr> <td>医務班 (医療政策課)</td> <td>1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援班 (高齢者支援課 ・地域ケア推進課)</td> <td>1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>障がい者支援班 (障がい者支援課)</td> <td>1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>薬務衛生班 (薬務衛生課)</td> <td>1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関する事項</td> </tr> <tr> <td>保健衛生班 (保健衛生課)</td> <td>1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 (新規)</td> </tr> <tr> <td>健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課)</td> <td>1 備蓄物資の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀・農畜産物等の調達・供給に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付		健康福祉対策部 (健康福祉部)	健康福祉政策課 (健康福祉政策課)	1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	救助班 (新規)	1 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項	健康危機管理班 (健康危機管理課)	3 義援金、見舞品等の受付配分及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項 4 救助状況の報告に関する事項	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項 3 被災した飼養動物対策に関する事項 (新規)	医務班 (医療政策課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項	高齢者支援班 (高齢者支援課 ・地域ケア推進課)	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	薬務衛生班 (薬務衛生課)	1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関する事項	保健衛生班 (保健衛生課)	1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 (新規)	健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課)	1 備蓄物資の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀・農畜産物等の調達・供給に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画振興対策部 (企画振興部)</td> <td>企画振興班</td> <td>1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康福祉対策部 (健康福祉部)</td> <td>避難所運営支援班 物資調達・輸送班 応急住宅班 (健康福祉政策課)</td> <td>1 避難所運営支援 2 備蓄物資の避難所への輸送等 3 救助物資の調達・輸送 4 応急仮設住宅の供与 5 被災住宅の応急処理 6 災害救助費に係る国・市町村調整 ○災害ボランティア活動環境の整備に関する事項 ○地域支え合いセンター立上げ支援に関する事項 ○義援金、見舞品の受付配分に関する事項</td> </tr> <tr> <td>健康危機管理班 (健康危機管理課)</td> <td>1 防疫、食品衛生、飼養動物対策 2 DHEATの受援調整 3 県版DHEATの派遣調整</td> </tr> <tr> <td>健康危機管理班 (健康危機管理課)</td> <td>1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項</td> </tr> <tr> <td>医務班 (医療政策課)</td> <td>1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援班 (高齢者支援課 ・地域ケア推進課)</td> <td>1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>障がい者支援班 (障がい者支援課)</td> <td>1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関する事項</td> </tr> <tr> <td>薬務衛生班 (薬務衛生課)</td> <td>1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 2 J.R.A.T・復興リハ連絡調整等</td> </tr> <tr> <td>保健衛生班 (保健衛生課)</td> <td>1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策部名	各班名	分掌事務	企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付		健康福祉対策部 (健康福祉部)	避難所運営支援班 物資調達・輸送班 応急住宅班 (健康福祉政策課)	1 避難所運営支援 2 備蓄物資の避難所への輸送等 3 救助物資の調達・輸送 4 応急仮設住宅の供与 5 被災住宅の応急処理 6 災害救助費に係る国・市町村調整 ○災害ボランティア活動環境の整備に関する事項 ○地域支え合いセンター立上げ支援に関する事項 ○義援金、見舞品の受付配分に関する事項	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 防疫、食品衛生、飼養動物対策 2 DHEATの受援調整 3 県版DHEATの派遣調整	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項	医務班 (医療政策課)	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	高齢者支援班 (高齢者支援課 ・地域ケア推進課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関する事項	薬務衛生班 (薬務衛生課)	1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 2 J.R.A.T・復興リハ連絡調整等	保健衛生班 (保健衛生課)	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課		物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課)		
対策部名	各班名	分掌事務																																																												
企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																																																												
	企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付																																																													
健康福祉対策部 (健康福祉部)	健康福祉政策課 (健康福祉政策課)	1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																												
	救助班 (新規)	1 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項																																																												
	健康危機管理班 (健康危機管理課)	3 義援金、見舞品等の受付配分及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項 4 救助状況の報告に関する事項																																																												
	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項 3 被災した飼養動物対策に関する事項 (新規)																																																												
	医務班 (医療政策課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項																																																												
	高齢者支援班 (高齢者支援課 ・地域ケア推進課)	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																												
	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																												
	薬務衛生班 (薬務衛生課)	1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関する事項																																																												
	保健衛生班 (保健衛生課)	1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 (新規)																																																												
	健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																												
物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課)	1 備蓄物資の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀・農畜産物等の調達・供給に関する事項																																																													
対策部名	各班名	分掌事務																																																												
企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																																																												
	企画課 地域振興課 文化企画・世界遺産推進課 交通政策課 統計調査課 デジタル戦略推進課 システム改革課 球磨川流域復興局付																																																													
健康福祉対策部 (健康福祉部)	避難所運営支援班 物資調達・輸送班 応急住宅班 (健康福祉政策課)	1 避難所運営支援 2 備蓄物資の避難所への輸送等 3 救助物資の調達・輸送 4 応急仮設住宅の供与 5 被災住宅の応急処理 6 災害救助費に係る国・市町村調整 ○災害ボランティア活動環境の整備に関する事項 ○地域支え合いセンター立上げ支援に関する事項 ○義援金、見舞品の受付配分に関する事項																																																												
	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 防疫、食品衛生、飼養動物対策 2 DHEATの受援調整 3 県版DHEATの派遣調整																																																												
	健康危機管理班 (健康危機管理課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項																																																												
	医務班 (医療政策課)	1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																												
	高齢者支援班 (高齢者支援課 ・地域ケア推進課)	1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項																																																												
	障がい者支援班 (障がい者支援課)	1 医薬品等の調達及び供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関する事項																																																												
	薬務衛生班 (薬務衛生課)	1 避難住民に対する保健衛生に関する事項 2 J.R.A.T・復興リハ連絡調整等																																																												
	保健衛生班 (保健衛生課)	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項																																																												
	健康づくり推進課 外部対応・応援班 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課																																																													
	物資調達・輸送班 (健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 農林水産政策課)																																																													
第1節 組織	第1節 組織																																																													
8. 災害対策本部室等のスペース確保	8. 災害対策本部室等のスペース確保																																																													
県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものと	県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものと	104																																																												

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>する。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	
<p>10. <u>災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動（県、）</u>  <u>円滑な災害対応を行うため、県は、災害対応の業務フローと県地域防災計画が連動した仕組みを整備するとともに、平時から訓練を通じて操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p>	<p>10. <u>迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（県、市町村）</u>  <u>県及び市町村は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	106
<p>第2節 職員配置  3. 県職員の配置  【県職員の災害配置基準】  1. 災害対策本部設置前の配置体制  (3) 警戒体制（地震津波）  イ 第2警戒体制（災害警戒本部）</p>	<p>第2節 職員配置  3. 県職員の配置  【県職員の災害配置基準】  1. 災害対策本部設置前の配置体制  (3) 警戒体制（地震津波）  イ 第2警戒体制（災害警戒本部）</p>	
<p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「災害警戒本部」を設置（自動設置）し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p>	<p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、<u>又は長周期地震動階級3が発表された場合</u>、「災害警戒本部」を設置（自動設置）し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p>	112
<p>2. 災害対策本部設置後の配置体制  （参考）災害配置基準一覧</p>	<p>2. 災害対策本部設置後の配置体制  （参考）災害配置基準一覧</p>	115



第1編 共通対策編

修正前			修正後			P
体制	配置体制		体制	配置体制		
警戒体制	注意体制		注意体制		・別表1のとおり	
	第1警戒体制	地震・津波以外	地震・津波以外		・別表2のとおり	
		地震・津波	地震・津波		・各所屬において 定めた配置	
	第2警戒体制 (災害警戒本部)	地震・津波以外	地震・津波以外		・別表3のとおり	
		地震・津波	地震・津波			
災害対策本部	第1配置	第1配置		・別表4のとおり		
	第2配置	第2配置				
	第3配置	第3配置				

修正前			修正後			P
体制	配置体制		体制	配置体制		
警戒体制	注意体制		注意体制		・別表1のとおり	
	第1警戒体制	地震・津波以外	地震・津波以外		・別表2のとおり	
		地震・津波	地震・津波		・各所屬において 定めた配置	
	第2警戒体制 (災害警戒本部)	地震・津波以外	地震・津波以外		・別表3のとおり	
		地震・津波	地震・津波			
災害対策本部	第1配置	第1配置		・別表4のとおり		
	第2配置	第2配置				
	第3配置	第3配置				

修正前			修正後			P
体制	配置体制		体制	配置体制		
第6節 予警報等伝達（熊本地方気象台、県知事公室） （略）			第6節 予警報等伝達（熊本地方気象台、県知事公室） （略）			
ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準			ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準			136

第1編 共通対策編

修正前			修正後			P
種	類	発 表 基 準	種	類	発 表 基 準	
特 別 警 報	大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	特 別 警 報	大雨特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	
	高潮特別 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。		高潮特別 警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的な基準は資料編参照。	警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> 具体的な基準は資料編参照。	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。具体的な基準は資料編参照。				
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。				

第1編 共通対策編

修正前			修正後			P
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的な基準は資料編参照。	注 意 報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> 具体的な基準は資料編参照。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> 市町村毎の海岸線の潮位が標高 2.2～4.5m 以上。具体的な基準は資料編参照。	
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。		大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	
				洪水注意報	具体的な基準は資料編参照。 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 具体的な基準は資料編参照。	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P			
<p>(2) 気象情報 (略)</p> <p>ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「非常に危険」（うす紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・津波注意 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定す</p>	<table border="1" data-bbox="1115 277 1783 770"> <tr> <td data-bbox="1115 277 1189 770"></td> <td data-bbox="1189 277 1323 770">高潮注意報</td> <td data-bbox="1323 277 1783 770"> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 気象情報 (略)</p> <p>ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。</p> <p>(3) 大津波警報・津波警報・津波注意 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模を</p>		高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。</p>	<p></p> <p>142</p> <p>142</p>
	高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。</p>			

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ることが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、<u>地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</u></p> <p>津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。</li> <li>・津波警報等は、<u>最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する</u>場合がある。</li> <li>・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p><u>すぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u></p> <p>津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。</li> <li>・津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する</u>場合もある。</li> <li>・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> <li>・<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></li> <li>・<u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></li> </ul> <p>(略)</p>	<p></p>
<p>(10) 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>(10) 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上 <u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上 <u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上 <u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、</p>	<p>144</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準                      (略)                      基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。</p>	<p>地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準                      (略)  <u>急激な水位上昇により基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。</u></p>	146
<p>第7節 通信施設利用                      1. 通常の場合における通信施設の利用                      (略)  <u>(新規)</u></p>	<p>第7節 通信施設利用                      1. 通常の場合における通信施設の利用                      (略)  <u>(8) 移動通信系の活用</u>  <u>県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（P-S-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。</u></p>	153
<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱                      災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。<u>(新規)</u></p>	<p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱                      災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。<u>また、県及び市町村は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。</u></p>	157
<p>4. 被害等の調査・報告                      (略)                      (2) 市町村による調査等                      市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする</p>	<p>4. 被害等の調査・報告                      (略)                      (2) 市町村による調査等                      市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする</p>	159



第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>る。災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。</p> <p>7. 防災関係機関等の協力関係          県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。          なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。  <u>（新規）</u></p> <p>平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドク</p>	<p>る。災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。<u>さらに、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>7. 防災関係機関等の協力関係          県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。          なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。  <u>また、ヘリコプター運用調整所では、無人航空機の運用に関し必要な調整を行うとともに、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県ヘリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドク</p>	<p></p> <p>161</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>ターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>ターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。</p>	
<p>第9節 広報 4. 県における広報活動 (1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するものとする。 (略)</p>	<p>第9節 広報 4. 県における広報活動 (1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携する<u>とともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく</u>ものとする。 (略)</p>	163
<p>サ 被災者支援に関する情報等</p>	<p>サ 被災者支援に関する情報等 <u>(保健医療福祉支援活動団体の情報を含む)</u></p>	163
<p>第11節 避難収容対策 2. 避難指示等の内容及び伝達方法 (1) 避難指示等の内容 (略) また、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。<u>さらに、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u> <u>(新規)</u></p>	<p>第11節 避難収容対策 2. 避難指示等の内容及び伝達方法 (1) 避難指示等の内容 (略) 指定行政機関（国土交通省、気象庁等）、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。<u>また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p>	173
<p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関） (2) 洪水等 ウ 発令基準の設定</p>	<p>3. 避難指示等の基準（県知事公室、県土木部、市町村、関係機関） (2) 洪水等 ウ 発令基準の設定</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</p> <p>(注)ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>ダムにおける異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。</p> <p>(注)ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p><u>なお、市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供する。</u></p>	177
<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])(予想で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	<p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>危険(紫)</u>」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])(予想で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。</p>	182
<p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>極めて危険(濃い紫)</u>」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、</p>	<p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>危険(紫)</u>」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達) <u>または「災害切迫(黒)</u>」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場</p>	183

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p>	<p>合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p>	
<p>5. 避難の誘導（県知事公室、市町村、県警察本部、関係機関） （略）</p>	<p>5. 避難の誘導（県知事公室、<u>県土木部</u>、市町村、県警察本部、関係機関） （略）</p>	187
<p><u>（新規）</u></p>		
<p>6. 避難所の開設及び収容 （略）</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p><u>(5) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時</u> <u>県及び市町村は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>6. 避難所の開設及び収容 （略）</p> <p>(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の<u>防災行動計画（タイムライン）</u>や役割の確認を行うものとする。</p>	188
<p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	189
<p>(7) 避難所の管理運営 ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働について</p>	<p>(7) 避難所の管理運営 ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・<u>ボランティア等の外</u></p>	190

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>も検討するものとする。 (略)</p>	<p><u>部支援者</u>等との協働についても検討するものとする。 (略)</p>	
<p>キ 県及び市町村は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>キ 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	191
<p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、県健康福祉部）</p>	<p>第13節 救出（市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、<u>県総務部</u>、県健康福祉部）</p>	199
<p>3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 <u>なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。</u></p>	<p>3. 救出の方法 イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。 <u>また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。</u></p>	199
<p>5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。</p>	<p>5. 職員の安全確保 救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め</u>、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。</p>	200
<p>第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬（市町村、<u>県警察本部、県健康福祉部、海上保安部</u>）</p>	<p>第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬（<u>県知事公室、県健康福祉部</u>、市町村、県警察本部、海上保安部）</p>	202
<p>第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略) このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災害応急</p>	<p>第23節 輸送 6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 (略) このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災害応急対</p>	

第1編 共通対策編

修正前	修正後	P
<p>対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>第25節 民間団体活用（県教育庁、日本赤十字社熊本県支部）</p>	<p>策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p>また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について<u>は</u>、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>第25節 民間団体活用（<u>市町村、県健康福祉部</u>、県教育庁、日本赤十字社熊本県支部）</p>	<p>228</p> <p>231</p>
<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向</p> <p>(略)</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方向</p> <p>(略)</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</p>	<p>283</p>



第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P																																																																			
第1章 総則	第1章 総則																																																																				
第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害	第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害																																																																				
1. 地勢 (略)	1. 地勢 (略)																																																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">相対的評価</td> <td>30年以内に地震が発生する確率</td> </tr> <tr> <td>Xランク※1</td> <td>不明</td> </tr> </table> (略)	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク※1	不明	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">相対的評価</td> <td>30年以内に地震が発生する確率</td> </tr> <tr> <td>Xランク</td> <td>不明※1</td> </tr> </table> (略)	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	Xランク	不明※1	301																																																											
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率																																																																				
Xランク※1	不明																																																																				
相対的評価	30年以内に地震が発生する確率																																																																				
Xランク	不明※1																																																																				
[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和4年1月13日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和5年1月13日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	302																																																																			
3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略) <u>(新規)</u>	3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (略) <u>2019年1月3日18時10分（平成31）熊本地方 N33° 01.6′ E130° 33.3′ H:10km M:5.1 重傷1人、軽傷3人、住家一部破損60棟 最大震度:6弱（和水町）</u>	307																																																																			
4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上） <u>(新規)</u>	4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th>震度</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5弱</th> <th>5強</th> <th>6弱</th> <th>6強</th> <th>7</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>観測点</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><u>2022年 令和4年</u></td> <td><u>熊本</u></td> <td><u>8</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td><u>阿蘇山</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td><u>人吉</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>2</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td><u>牛深</u></td> <td><u>5</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>0</u></td> <td><u>7</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	観測点										<u>2022年 令和4年</u>	<u>熊本</u>	<u>8</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>17</u>	<u>阿蘇山</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	<u>人吉</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>7</u>	<u>牛深</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>7</u>	313
年	震度		1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計																																																									
	観測点																																																																				
<u>2022年 令和4年</u>	<u>熊本</u>	<u>8</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>17</u>																																																										
	<u>阿蘇山</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6</u>																																																										
	<u>人吉</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>7</u>																																																										
	<u>牛深</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>7</u>																																																										

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>第2節 地震観測施設等整備 1. 気象庁の観測施設 (略) 熊本市西区春日</p>	<p>第2節 地震観測施設等整備 1. 気象庁の観測施設 (略) 熊本西区春日</p>	321
<p>3. 県の観測施設 熊本市中央区大江 熊本市南区城南町 熊本市南区富合町 熊本市北区植木町</p>	<p>3. 県の観測施設 熊本中央区大江 熊本南区城南町 熊本南区富合町 熊本北区植木町</p>	322
第2章 災害予防	第2章 災害予防	
<p>第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 (略) さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>第13節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (ア) 広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画（県土木部、市町村） 県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避</p>	<p>第4節 防災知識普及 1. 住民に対する防災知識の普及 (略) さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。 <u>なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>第13節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (ア) 広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画（県土木部、市町村） 県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避</p>	326
<p>難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するも</p>	<p>難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するも</p>	339

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難路 ア 避難路の整備計画 県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。</p> <p>2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の（ア）～（オ）の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>また、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>のとし、その計画に基づき、<u>地域の特性に応じた避難所の整備</u>に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難路 ア 避難路の整備計画 県及び市町村は、<u>地域の特性に応じた避難路等</u>（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道）の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。</p> <p>2. 避難誘導の事前措置 (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底 ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の（ア）～（オ）の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。</p> <p><u>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p><u>さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 津波警報等の発表及び伝達</u> 市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。</p>	<p>P</p> <p>340</p> <p>341</p> <p>342</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
	<p><u>発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u></p>	P
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>ウ 第2警戒体制</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合（新規）（以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表」という。）は、災害警戒本部を設置（自動設置）し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合</p> <p>職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>（参考）職員の参集基準</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>ウ 第2警戒体制</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級3が発表された場合（以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表」という。）は、災害警戒本部を設置（自動設置）し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報・長周期地震動階級3の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。</p> <p>勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・長周期地震動階級4の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。</p> <p>（参考）職員の参集基準</p>	347

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				P
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	349
第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	第1警戒体制	(略)	(略)	(略)	
第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) [自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表 ・ <u>長周期地震動階級3の 発表</u>	(略)	(略)	
災害対策本部 [自動設置]	6弱以上 ・ 大津波警報の発表 <u>(新規)</u>	(略)	(略)	災害対策本部 [自動設置]	6弱以上 ・ 大津波警報の発表 ・ <u>長周期地震動階級4の 発表</u>	(略)	(略)	
<p>第2節 地震・津波情報伝達</p> <p>1. 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下この節において同じ。）を始めとした効果的かつ確実な伝</p>				<p>第2節 地震・津波情報伝達</p> <p>1. 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上 <u>または長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上 <u>または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。</p>				350

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P
<p>達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>2. 大津波警報・津波警報・津波注意報            気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>津波警報等の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。</li> <li>・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</li> <li>・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul> <p>3. 地震・津波情報の種類等</p>	<p>以下この節において同じ。)を始めとした効果的かつ確かな伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>2. 大津波警報・津波警報・津波注意報            気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>津波警報等の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。</li> <li>・津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに</u>、更新する場合もある。</li> <li>・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> <li>・<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></li> <li>・<u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></li> </ul> <p>3. 地震・津波情報の種類等</p>	<p>P</p> <p>350</p>



第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			P
(略)			(略)			
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	355
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。	
その他の情報	・顕著な地震の	顕著な地震の震	長周期地震動に	・震度 1 以上を	地域毎の震度の	

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			P
	震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報を発表。		<u>関する観測情報</u>	<u>観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</u>	<u>最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u>
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</u>	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が	

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			P
イ 地震活動に関する解説資料等 (略)			イ 地震活動に関する解説資料等 (略)			356
解説資料等の資料	発表基準	内容	解説資料等の種類	発表基準	内容	
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。	地震解説資料 ( <u>全国速報版・地域速報版</u> )	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ( <u>遠地地震による発表時除く</u> ) ・熊本県で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、 <u>地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。</u> ・ <u>地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</u> ・ <u>地震解説資料(地域速報版)</u>	
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や				

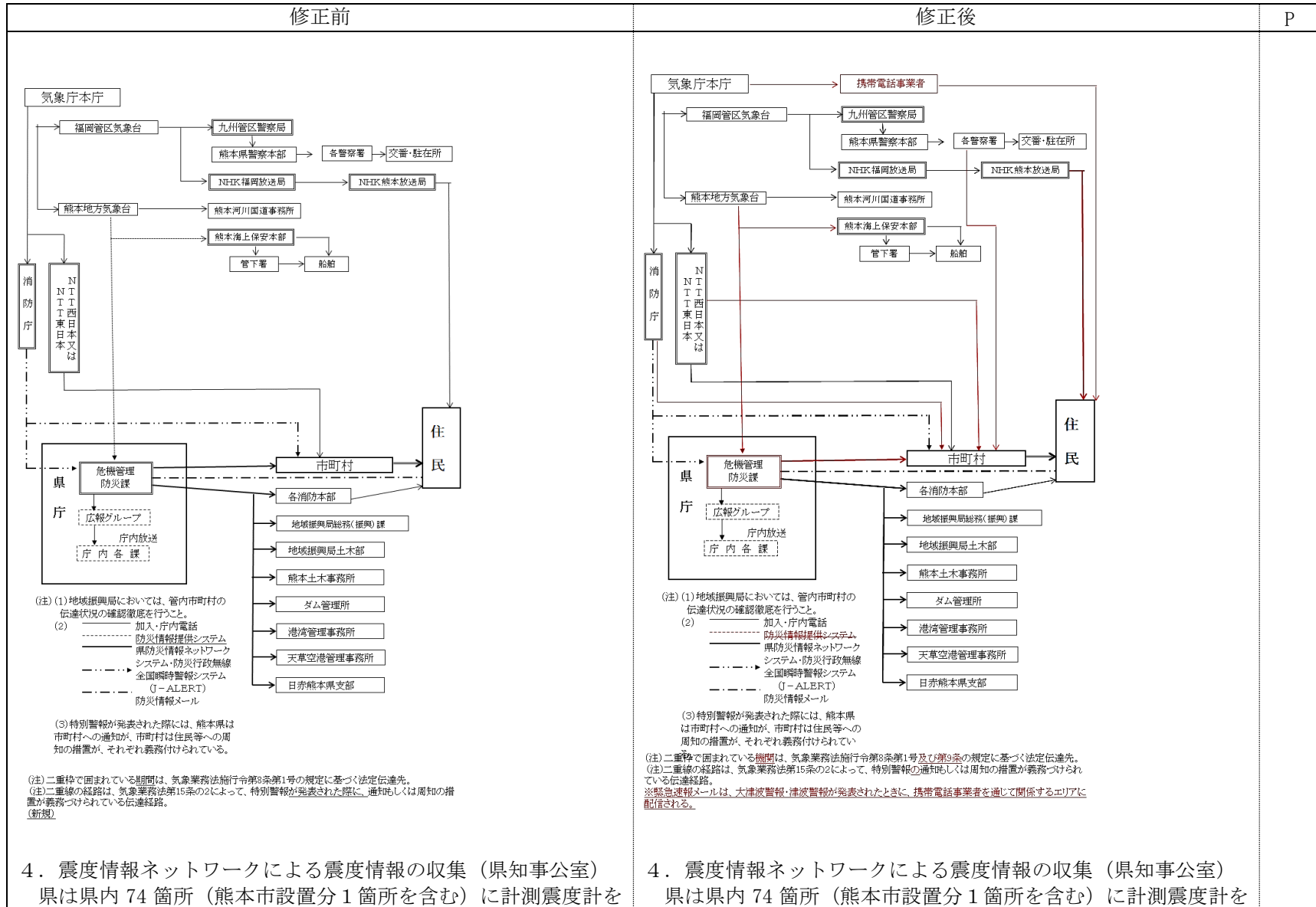
第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			P
		長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。			<u>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</u>	
管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。	地震解説資料 <u>(全国詳細版・地域詳細版)</u>	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・ <u>熊本県</u> で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> ・ <u>地震解説資料(全国詳細版)</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> ・ <u>地震解説資料(地域詳細版)</u> <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表す</u>	

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後		P
		<p>るとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</p>	
<p>ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容</p>	<p>地震活動図</p>	<p>・ 定期（毎月初旬）</p> <p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の<u>熊本県</u>の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>	357
<p>(3) <u>地震及び津波に関する情報の伝達図</u></p>		<p>(3) <u>津波警報等</u>の伝達系統</p>	363

第2編 地震・津波対策編





第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	P																
<p>設置 報道機関等を通じて公表（現在県内 105 箇所）</p> <p>第7節ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者） 1. 都市ガス施設の災害応急対策 西部ガスの災害対策 （略）</p> <p>(2) 非常時の体制 地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。</p>	<p>設置 報道機関等を通じて公表（現在県内 106 箇所）</p> <p>第7節ガス施設応急対策（西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者） 1. 都市ガス施設の災害応急対策 西部ガスの災害対策 （略）</p> <p>(2) 非常時の体制 地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。</p>	<p>368</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="277 635 506 826">第1非常体制</td> <td data-bbox="506 635 965 826">事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 826 506 1066">第2非常体制</td> <td data-bbox="506 826 965 1066">事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1066 506 1265">第3非常体制</td> <td data-bbox="506 1066 965 1265">事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1265 506 1431">総合非常体制</td> <td data-bbox="506 1265 965 1431">事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により</td> </tr> </table>	第1非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合	第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合	総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1090 635 1326 802">第1非常体制</td> <td data-bbox="1326 635 1785 802">事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地的な場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 802 1326 1002">第2非常体制</td> <td data-bbox="1326 802 1785 1002">事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 1002 1326 1169">第3非常体制</td> <td data-bbox="1326 1002 1785 1169">事業所が所在する供給区域内で震度5強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 1169 1326 1345">総合非常体制</td> <td data-bbox="1326 1169 1785 1345">供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地的な場合	第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合	総合非常体制	供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合	<p>377</p>
第1非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合																	
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合																	
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合																	
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により																	
第1非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地的な場合																	
第2非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合																	
第3非常体制	事業所が所在する供給区域内で震度5強の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合																	
総合非常体制	供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合																	

第2編 地震・津波対策編

修正前		修正後	P
<p>広域・大規模な災害が発生した場合</p> <p>(略)</p> <p>(7) 災害復旧 被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に復旧を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 他事業者との協力 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。</p>		<p>(7) 災害復旧 被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、<u>救急告示病院、福祉施設等の社会的優先度の高い施設</u>について、優先的に復旧を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 他事業者との協力 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「<u>非常事態における応援要綱</u>」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。</p>	<p>378</p> <p>380</p>

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	P
<p>第2節 災害危険地域指定 1. 災害危険箇所等の把握 (新規)</p>	<p>第2節 災害危険地域指定 1. 災害危険箇所等の把握 <u>(3) 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p>	391
<p>(新規)</p>	<p><u>5. 盛土関係</u> <u>(1) 盛土による災害の防止のための取組み</u> 県及び市町村は、<u>人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。</u> また、<u>人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。</u></p>	392
<p>(新規)</p>	<p><u>(2) 是正指導</u> 県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	393

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>1. 総則</p> <p>2. 熊本県火山防災協議会</p> <p>(1) 熊本県火山防災協議会</p> <p>熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。</p>	<p>1. 総則</p> <p>2. 熊本県火山防災協議会</p> <p>(1) 熊本県火山防災協議会</p> <p>熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。</p> <p><u>なお、噴火が発生した際には、必要に応じて熊本県火山防災協議会を開催するものとする。</u></p>	398
<p>3. 防災体制の整備</p> <p>阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。</p> <p>なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等の対策については、熊本県火山防災協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策を推進するものとする。</p>	<p>3. 防災体制の整備</p> <p>阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。</p> <p>なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等については、熊本県火山防災協議会での協議を踏まえ、<u>阿蘇火山広域避難計画に基づき</u>、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策を推進するものとする。</p>	399
<p>(2) 関係市町村</p> <p>ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。</p>	<p>(2) 関係市町村</p> <p>ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。</p> <p><u>なお、噴火が発生した際には、必要に応じて阿蘇火山防災会議協議会の会議を開催するものとする。</u></p>	399
<p>5. 防災対策事業等の推進</p> <p>(1) 県</p> <p>県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。</p> <p>ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p> <p>イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進</p>	<p>5. 防災対策事業等の推進</p> <p>(1) 県</p> <p>県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、<u>関係市町村や阿蘇火山防災協議会等の関係機関と連携し</u>、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。</p> <p>ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p> <p>イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進</p>	399

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
<p>ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導            エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲（被害想定区域）を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援            オ 監視システムの構築            カ <u>上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項</u>            （新規）</p>	<p>ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導            エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲（被害想定区域）を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援            オ 監視システムの構築            カ <u>防災訓練の実施（噴火警戒レベル4以上の被害を想定した訓練）</u>            キ <u>火山噴火に伴い広域避難を行う場合の広域避難計画の策定</u>            ク <u>上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項</u></p>	
<p>(2) 関係市町村            関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、阿蘇火山防災会議協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。            ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る）            イ 避難施設（退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備            ウ 防災訓練の実施            エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進            オ <u>上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項</u></p>	<p>(2) 関係市町村            関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、<u>県や</u>阿蘇火山防災会議協議会等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。            ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る）            イ 避難施設（退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備            ウ 防災訓練の実施 <u>（噴火警戒レベル3以下の被害を想定した訓練）</u>            エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進            オ <u>上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項</u></p>	400
<p>2. 災害予防対策            (1) 火山現象の予報及び警報                (略)            (2) <u>降灰予報</u>                (略)            (3) <u>火山ガス予報</u>                (略)            (4) <u>火山現象に関する情報の種類</u></p>	<p>2. 災害予防対策            (1) 火山現象の予報及び警報                (略)            (2) <u>噴火速報</u>                (略)            (3) <u>火山の状況に関する解説情報</u>                (略)            (4) <u>降灰予報</u></p>	400

第4編 阿蘇火山噴火対策編

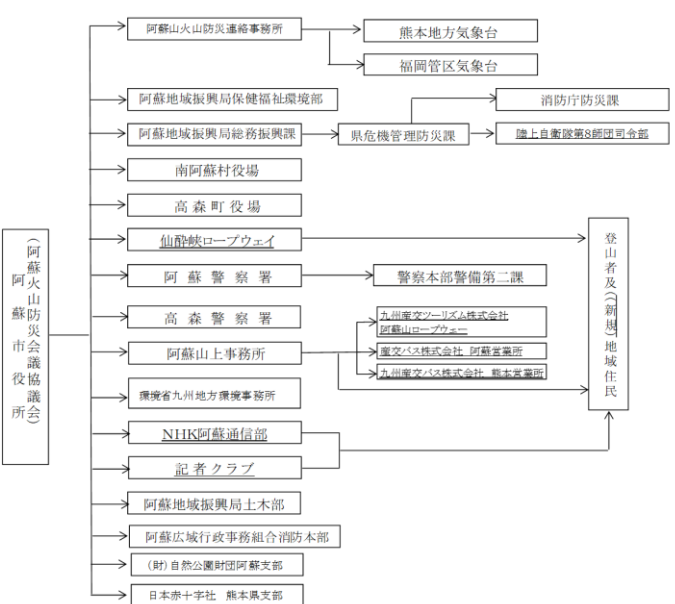
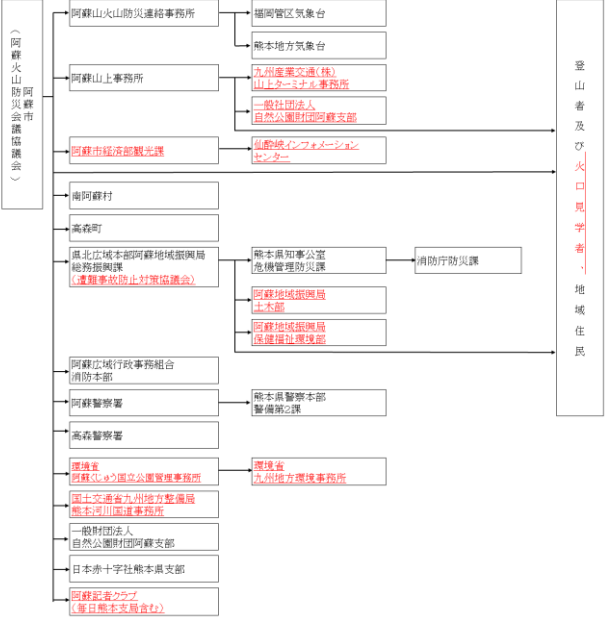
修正前	修正後	P																												
<p>ア 火山の状況に関する解説情報 (略)</p> <p>イ 噴火速報 (略)</p> <p>ウ 火山活動解説資料 (略)</p> <p>エ 月間火山概況 (略)</p> <p>オ 噴火に関する火山観測報 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(5) 火山ガス予報</u> (略)</p> <p><u>(6) 火山現象に関する情報の種類</u> ア 火山活動解説資料 (略)</p> <p>イ 月間火山概況 (略)</p> <p>ウ 噴火に関する火山観測報 (略)</p>	<p>403</p>																												
<p>阿蘇山の噴火警戒レベル</p> <table border="1" data-bbox="280 710 981 1069"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 【動議】 約3,400年前：溶岩流が神島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）</td> </tr> <tr> <td>4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし</td> </tr> </tbody> </table>	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 【動議】 約3,400年前：溶岩流が神島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし	<p>阿蘇山の噴火警戒レベル</p> <table border="1" data-bbox="1093 726 1787 1069"> <thead> <tr> <th>対象範囲</th> <th>レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 <u>約3,300年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達</u> 約3,400年前：溶岩流が神島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）</td> </tr> <tr> <td>4 (高齢者等避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td>警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。</td> <td>・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし</td> </tr> </tbody> </table>	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 <u>約3,300年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達</u> 約3,400年前：溶岩流が神島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし	<p>404</p>
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																										
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 【動議】 約3,400年前：溶岩流が神島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）																										
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし																										
対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																										
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 <u>約3,300年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達</u> 約3,400年前：溶岩流が神島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）																										
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし																										
<p>(5) 噴火予報及び噴火警報文の内容 (略)</p> <p>(6) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報 (略)</p> <p>(7) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備 (略)</p> <p>○噴火警報・予報等の伝達系統図</p>	<p><u>(7) 噴火予報及び噴火警報文の内容</u> (略)</p> <p><u>(8) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報</u> (略)</p> <p><u>(9) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備</u> (略)</p> <p>○噴火警報・予報等の伝達系統図</p>	<p>405</p>																												



第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
		P
<p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法第15条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (新規)</p> <p>(注) 太線の経路は、「噴火警報」「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(注) 二重線の経路は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の必要な措置の通報又は要請等</li> <li>特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</li> </ul> <p>(新規)</p>	<p>(注) 二重枠で囲まれている機関は、<b>気象業務法施行令第8条第1号及び第9条</b>の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>(注) <b>二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</b></p> <p>(注) 太線<b>及び二重線</b>の経路は、<b>火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限る。)</b> <b>及び噴火速報</b>が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、<b>通報又は必要な措置の要請等</b>が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(注) <b>NHK への通報において、通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。</b></p>	405
<p>(12) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	<p>(12) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	406

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
 <p>3. 災害応急対策 2. 警戒避難 (1) 避難指示 (略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>4. 土砂災害対策 (2) 緊急ソフト対策 県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。 ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査等)</p>	 <p>3. 災害応急対策 2. 警戒避難 (1) 避難指示 (略) なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「<u>緊急安全確保</u>」を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>4. 土砂災害対策 (2) 緊急ソフト対策 県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的として、次の対策を実施する。</p>	<p>P</p> <p>408</p> <p>409</p>

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	P
	ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供（九州地方整備局による土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査、リアルタイムハザードマップの作成等）	

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第1節 災害予防（熊本海上保安部、関係機関） （略）</p>	<p>第1節 <u>海上</u>災害予防（熊本海上保安部、関係機関） （略）</p>	411
<p>第2節 災害応急対策（熊本海上保安部） （略）</p>	<p>第2節 <u>海上</u>災害応急対策（熊本海上保安部、<u>県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部、県土木部、関係機関</u>） （略）</p>	413
<p>(2) 熊本県の措置 県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。 ア 組織の確立 油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(2) 熊本県の措置 県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。 ア 組織の確立 油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。</p>	
<p>(ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助の必要が生じる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。 同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。 なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p>	<p>(ア) 第1警戒体制 海上災害が発生し、人命救助が<u>必要となる</u>可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。 同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。 なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p>	416
<p>(イ) 災害警戒本部 海上災害が発生し多数の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。</p>	<p>(イ) 災害警戒本部 海上災害が発生し、<u>多数</u>の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。</p>	416

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	P
<p>関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、循環社会推進課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(ウ) 災害対策本部</p> <p>海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合又は本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、循環社会推進課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。</p> <p>各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(ウ) 災害対策本部</p> <p>海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じるおそれがある場合、本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</p>	<p>P</p> <p>416</p>
<p>(新規)</p>	<p><u>ケ 航路等の障害物除去等</u></p> <p><u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</u></p>	<p>417</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	P																																																																					
<p>第1節 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、<u>熊本空港</u>、関係機関） （略）</p>	<p>第1節 航空機災害応急対策（県知事公室、県企画振興部、<u>県健康福祉部</u>、県土木部、市町村、<u>阿蘇くまもと空港</u>、関係機関） （略）</p>	425																																																																					
<p>1. 各関係機関の措置 航空機災害が発生した場合、<u>熊本空港事務所</u>及び<u>熊本国際空港株式会社</u>又は<u>天草空港管理事務所</u>は、県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。</p>	<p>1. 各関係機関の措置 航空機災害が発生した場合、<u>熊本国際空港株式会社</u>又は<u>天草空港管理事務所</u>は、県、県警察及び市町村長（消防機関を含む。）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。</p>	425																																																																					
<p>(1) 情報の通信連絡及び広報 （略） (イ) 空港内で災害が発生した場合（天草空港） <u>天草警察署</u> <u>天草空港詰所</u> （略）</p>	<p>(1) 情報の通信連絡及び広報 （略） (イ) 空港内で災害が発生した場合（天草空港） <u>天草警察署</u> （略）</p>	426																																																																					
<p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。</p>	<p>エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。<u>（阿蘇くまもと空港）</u></p>	427																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名(熊本県)</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港運営業者</td> <td>1 熊本国際空港株式会社</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷1802-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">国の行政機関</td> <td>2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷</td> </tr> <tr> <td>3 防衛省 陸上自衛隊 高道原分屯地</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812</td> </tr> <tr> <td>4 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 一西部方面衛生隊</td> <td>861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1</td> </tr> <tr> <td>5 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2</td> </tr> <tr> <td>6 法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所</td> <td>862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>7 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2</td> </tr> <tr> <td>8 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所</td> <td>812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際棟</td> </tr> <tr> <td>9 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所</td> <td>866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地方自治体</td> <td>10 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td>11 熊本県 医療政策課</td> <td>862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td>12 熊本県 政策局 危機管理防災課(消防局を除く)</td> <td>860-8601 熊本市中央区手取本町1-1</td> </tr> <tr> <td>13 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)</td> <td>869-1292 菊池郡大津町大津1233</td> </tr> <tr> <td>14 菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)</td> <td>869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800</td> </tr> <tr> <td>15 益城町 総務課</td> <td>861-2295 上益城郡益城町大字木山594</td> </tr> <tr> <td>16 西原村 総務課</td> <td>861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名(熊本県)	所在地	空港運営業者	1 熊本国際空港株式会社	861-2204 上益城郡益城町小谷1802-2	国の行政機関	2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷	3 防衛省 陸上自衛隊 高道原分屯地	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812	4 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 一西部方面衛生隊	861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1	5 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2	6 法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	7 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2	8 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際棟	9 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所	866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内	地方自治体	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	11 熊本県 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	12 熊本県 政策局 危機管理防災課(消防局を除く)	860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	13 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1292 菊池郡大津町大津1233	14 菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800	15 益城町 総務課	861-2295 上益城郡益城町大字木山594	16 西原村 総務課	861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="9">国の行政機関</td> <td>2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷</td> </tr> <tr> <td>3 防衛省 陸上自衛隊 高道原分屯地</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812</td> </tr> <tr> <td>4 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 一西部方面衛生隊</td> <td>861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1</td> </tr> <tr> <td>5 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2</td> </tr> <tr> <td>6 法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所</td> <td>862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎</td> </tr> <tr> <td>7 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所</td> <td>861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2</td> </tr> <tr> <td>8 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所</td> <td>812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際棟</td> </tr> <tr> <td>9 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所</td> <td>866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地方自治体</td> <td>10 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td>11 熊本県 医療政策課</td> <td>862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td>12 熊本県 政策局 危機管理防災課(消防局を除く)</td> <td>860-8601 熊本市中央区手取本町1-1</td> </tr> <tr> <td>13 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)</td> <td>869-1292 菊池郡大津町大津1233</td> </tr> <tr> <td>14 菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)</td> <td>869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800</td> </tr> <tr> <td>15 益城町 総務課</td> <td>861-2295 上益城郡益城町大字木山594</td> </tr> <tr> <td>16 西原村 総務課</td> <td>861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259</td> </tr> </tbody> </table>	国の行政機関	2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷	3 防衛省 陸上自衛隊 高道原分屯地	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812	4 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 一西部方面衛生隊	861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1	5 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2	6 法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	7 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2	8 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際棟	9 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所	866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内	地方自治体	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	11 熊本県 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	12 熊本県 政策局 危機管理防災課(消防局を除く)	860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	13 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1292 菊池郡大津町大津1233	14 菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800	15 益城町 総務課	861-2295 上益城郡益城町大字木山594	16 西原村 総務課	861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259
区分	機関名(熊本県)	所在地																																																																					
空港運営業者	1 熊本国際空港株式会社	861-2204 上益城郡益城町小谷1802-2																																																																					
国の行政機関	2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷																																																																					
	3 防衛省 陸上自衛隊 高道原分屯地	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812																																																																					
	4 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 一西部方面衛生隊	861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1																																																																					
	5 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2																																																																					
	6 法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎																																																																					
	7 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2																																																																					
	8 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際棟																																																																					
	9 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所	866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内																																																																					
	地方自治体	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1																																																																				
11 熊本県 医療政策課		862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1																																																																					
12 熊本県 政策局 危機管理防災課(消防局を除く)		860-8601 熊本市中央区手取本町1-1																																																																					
13 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)		869-1292 菊池郡大津町大津1233																																																																					
14 菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)		869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800																																																																					
15 益城町 総務課		861-2295 上益城郡益城町大字木山594																																																																					
16 西原村 総務課		861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259																																																																					
国の行政機関	2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷																																																																					
	3 防衛省 陸上自衛隊 高道原分屯地	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812																																																																					
	4 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 一西部方面衛生隊	861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1																																																																					
	5 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2																																																																					
	6 法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎																																																																					
	7 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2																																																																					
	8 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際棟																																																																					
	9 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所	866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内																																																																					
	地方自治体	10 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1																																																																				
11 熊本県 医療政策課		862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1																																																																					
12 熊本県 政策局 危機管理防災課(消防局を除く)		860-8601 熊本市中央区手取本町1-1																																																																					
13 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)		869-1292 菊池郡大津町大津1233																																																																					
14 菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)		869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800																																																																					
15 益城町 総務課		861-2295 上益城郡益城町大字木山594																																																																					
16 西原村 総務課		861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259																																																																					



第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	P																																												
<p>(新規)</p>	<p><u>オ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。(天草空港)</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 316 1733 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>機関名(順不同)</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港運営者</td> <td>1 熊本県 天草空港管理事務所</td> <td>863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国の行政機関</td> <td>2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課</td> <td>861-2204 上益城郡益城町小谷</td> </tr> <tr> <td>3 防衛省 陸上自衛隊 第8師団</td> <td>861-8064 熊本市北区八雲水谷2-17-1</td> </tr> <tr> <td>4 熊本県 知事公室 危機管理防災課</td> <td>862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地方自治体</td> <td>5 熊本県 土木部 監理課</td> <td>862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td>6 熊本県 土木部 河川港湾局 港湾課</td> <td>862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1</td> </tr> <tr> <td>7 天草市 防災危機管理課</td> <td>863-8631 天草市東浜町8-1</td> </tr> <tr> <td>警察機関</td> <td>8 熊本県警察 天草警察署</td> <td>863-0013 天草市今瀬新町3530</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>9 天草山崎津合消防本部</td> <td>863-0001 天草市水邊町広津1687-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医師会・医療機関</td> <td>10 日本赤十字社 熊本県支部 事業推進課</td> <td>861-8039 熊本市東区長瀬南2-1-1</td> </tr> <tr> <td>11 (一社)天草都市医師会</td> <td>863-0002 天草市本渡町本戸光嶋1078-2</td> </tr> <tr> <td>空港運送事業者</td> <td>12 天草エアライン(株)</td> <td>863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5</td> </tr> <tr> <td>空港内事業者</td> <td>13 (有)玉木商店</td> <td>863-0023 天草市中央新町17-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他関係機関</td> <td>14 九州産交バス(株) 天草営業所</td> <td>863-0011 天草市北浜町2600-1</td> </tr> <tr> <td>15 西日本電信電話(株) 熊本支店設備部企画担当</td> <td>862-0976 熊本市中央区九番寺1-2-11</td> </tr> <tr> <td>16 (一社)航空機安全運航支援センター 天草事務所</td> <td>863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5</td> </tr> </tbody> </table>		機関名(順不同)	所在地	空港運営者	1 熊本県 天草空港管理事務所	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5	国の行政機関	2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷	3 防衛省 陸上自衛隊 第8師団	861-8064 熊本市北区八雲水谷2-17-1	4 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1	地方自治体	5 熊本県 土木部 監理課	862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1	6 熊本県 土木部 河川港湾局 港湾課	862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1	7 天草市 防災危機管理課	863-8631 天草市東浜町8-1	警察機関	8 熊本県警察 天草警察署	863-0013 天草市今瀬新町3530	消防機関	9 天草山崎津合消防本部	863-0001 天草市水邊町広津1687-2	医師会・医療機関	10 日本赤十字社 熊本県支部 事業推進課	861-8039 熊本市東区長瀬南2-1-1	11 (一社)天草都市医師会	863-0002 天草市本渡町本戸光嶋1078-2	空港運送事業者	12 天草エアライン(株)	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5	空港内事業者	13 (有)玉木商店	863-0023 天草市中央新町17-3	その他関係機関	14 九州産交バス(株) 天草営業所	863-0011 天草市北浜町2600-1	15 西日本電信電話(株) 熊本支店設備部企画担当	862-0976 熊本市中央区九番寺1-2-11	16 (一社)航空機安全運航支援センター 天草事務所	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5	<p>428</p>
	機関名(順不同)	所在地																																												
空港運営者	1 熊本県 天草空港管理事務所	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5																																												
国の行政機関	2 国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷																																												
	3 防衛省 陸上自衛隊 第8師団	861-8064 熊本市北区八雲水谷2-17-1																																												
	4 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1																																												
地方自治体	5 熊本県 土木部 監理課	862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1																																												
	6 熊本県 土木部 河川港湾局 港湾課	862-8670 熊本市中央区水前寺6-18-1																																												
	7 天草市 防災危機管理課	863-8631 天草市東浜町8-1																																												
警察機関	8 熊本県警察 天草警察署	863-0013 天草市今瀬新町3530																																												
消防機関	9 天草山崎津合消防本部	863-0001 天草市水邊町広津1687-2																																												
医師会・医療機関	10 日本赤十字社 熊本県支部 事業推進課	861-8039 熊本市東区長瀬南2-1-1																																												
	11 (一社)天草都市医師会	863-0002 天草市本渡町本戸光嶋1078-2																																												
空港運送事業者	12 天草エアライン(株)	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5																																												
空港内事業者	13 (有)玉木商店	863-0023 天草市中央新町17-3																																												
その他関係機関	14 九州産交バス(株) 天草営業所	863-0011 天草市北浜町2600-1																																												
	15 西日本電信電話(株) 熊本支店設備部企画担当	862-0976 熊本市中央区九番寺1-2-11																																												
	16 (一社)航空機安全運航支援センター 天草事務所	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5																																												
<p>(2) 広報</p>	<p><u>(2) 組織の確立</u></p> <p><u>県は、阿蘇くまもと空港、天草空港及び県内において、航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があるときは、次の体制により所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</u></p> <p><u>ア 第1警戒体制</u></p> <p><u>航空機の墜落等が発生し、又は発生した可能性があり、人命救助が必要となる可能性がある場合には、航空機災害に関する情報の伝達および被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。</u></p> <p><u>イ 災害警戒本部</u></p> <p><u>航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合には、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。</u></p> <p><u>関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。</u></p> <p><u>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規定第4条第4項に定める各課のほか、交通政策課、港湾課、医療政策課とする。</u></p>	<p>428</p>																																												

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	P
<p>(3) <u>消防活動及び警戒区域の設定</u> (略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」 ・ <u>(一財) 航空保安協会熊本第二事務所</u> (略)</p> <p>(4) <u>救出救護及び死体の搜索活動</u> (略)</p> <p>(5) <u>交通規制</u> (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>ウ 災害対策本部</u> <u>航空機の墜落等が発生し又は発生した可能性があり、多数の人命に損害が生じた場合、若しくは生じるおそれがある場合又はその他知事が必要と認めた場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。</u></p> <p>(3) <u>広報</u> (略)</p> <p>(4) <u>消防活動及び警戒区域の設定</u> (略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」 ・ <u>(削除)</u> (略)</p> <p>(5) <u>救出救護及び死体の搜索活動</u> (略)</p> <p><u>(6) 交通規制</u> (略)</p>	<p>P</p> <p>429</p>

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	P
<p>第3章 災害予防</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1. 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在県との情報収集・連絡体制を整備する。</p> <p>また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。</p>	<p>第3章 災害予防</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1. 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社と平成24年7月6日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」、平成25年3月28日に「玄海原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結しており、これに定められた「非常時」、「異常時」及び「平常時」の各当該事象が川内原子力発電所及び玄海原子力発電所において発生した場合には、九州電力株式会社は本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡を実施することとしている。</p> <p>また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。</p>	460
<p>第4章 災害応急対策</p> <p>第4節 住民避難等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p>	<p>第4章 災害応急対策</p> <p>第4節 住民避難等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p>	463